

## 空き家・空き地バンクチェックリスト（バンク登録）

### 登録申請者

物件分類	空き家	空き地	契約形態	売却	賃貸
確認事項			確認したら○で囲む		
物件の所在地は、災害危険区域又は帰還困難区域の外であるか。			区域外である		
空き家	物件は、集合住宅ではないか（一戸建て住宅のみ）。		一戸建てである		
	居住を目的として建築している物件か（納屋、倉庫、工場等は不可、住宅に付随した敷地内であれば良い）。		居住目的の物件		
	現在、居住をしていない空き家。居住している場合は、近く居住しなくなる予定であるか、用途は。		居住していない (予定、 頃)		
	良好な管理状態にあるか（住める状況にあるか）。		良好な管理状態		
空き地	物件には、農地があるか（農地は登録できません）		農地ではない		
	面積がおおむね 165 平米から 1,000 平米（50 坪から 300 坪）の間であるか。		165 平米～1,000 平米		
	現在、使用していない土地か。使用している場合は、近く使用しなくなる予定であるか、用途は。		使用していない (予定、 頃)		
	良好な管理状態にあるか。		良好な管理状態		
申請者は、物件の所有者か（所有者以外は親族のみ。代理申請は、委任状が必要）。			所有者・親族		
物件は、自己所有か、共有か（共有の場合は、委任状が必要）。			自己所有・共有		
暴力団員ではないことの確認			暴力団員ではない		
（売却の場合）過去に宅地・建物の取引（賃貸借を除く）を行っていないか、又は取引を近々行う予定はないか。取引の内容によっては、宅地建物取引業法に抵触する可能性があることへの了解。			取引なし 取引あり（ 回）		
宅建業者を指定するか（指定できる宅建業者は、市内に事務所を置く業者）。指定しない場合は、市長が定める輪番業者になる旨の説明。			指定をする 指定をしない		
既に仲介を依頼している物件か。その場合は、原則、仲介依頼済みの業者を指定業者とする。別の場合は事前了解が必要。			仲介をしている 仲介をしていない		
市長又は所有者が指定する宅建業者（指定宅建業者）に物件調査・契約交渉等について仲介を依頼すること、情報を提供すること、業者の物件調査に協力していただくことについての同意			同意する		
物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、南相馬市が関与しないことの同意			同意する		
契約が成立した場合、宅地建物取引業法の規定による報酬が必要となることの同意（バンク登録自体は無料）			同意する		
バンク登録の公開時にすべての項目を公開するか。すべての項目を公開しない場合は情報公開内容確認書が必要となる（後日）			全公開・部分公開		